

特別管理産業廃棄物の種類と概要

(廃棄物処理法施行令第2条の4による)

種類	説明	明	
廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（引火点70℃未満が目安）		
廃酸	pH2.0以下の酸性廃液		
廃アルカリ	pH12.5以上のアルカリ廃液		
感染性産業廃棄物	感染性のおそれのある産業廃棄物：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、政令13号廃棄物		
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB、廃PCB含有廃油	
	PCB汚染物	汚泥：PCBが染み込んだもの 紙くず：PCBが塗布され、又は染み込んだもの 木くず：PCBが染み込んだもの 繊維くず：PCBが染み込んだもの 廃プラスチック類：PCBが付着し、又は封入されたもの 金属くず：PCBが付着し、又は封入されたもの 陶磁器くず：PCBが付着したもの がれき類：PCBが付着したもの	事業活動等発生物 1)
	PCB処理物	廃PCB等、PCB汚染物の処理物で、PCBが基準不適合のもの	
	廃水銀等及びその処理物	廃水銀等（排水銀及び排水銀化合物） 排水銀を処分するために処理したもの（環境法令で定める基準に適合しないものに限る）	
	廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> 石綿建材除去事業 2) により除去された吹き付け石綿 石綿建材除去事業で生じた石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材（人の接触、気流及び振動等により左記保湿剤と同等以上に石綿が飛散するおそれのあるもの）、断熱材、耐火被覆材 石綿建材除去事業で使用した石綿付着廃棄物（シート、防塵マスク等の用具・器具） 大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設で生じた石綿で、集じん施設で集められたもの 特定粉じん発生施設、集じん施設で使用した防塵マスク、集じんフィルタ等用具・器具で石綿付着のおそれのあるもの 輸入された事業活動により生じた石綿で、集じん施設で集められたもの 輸入された事業活動により生じた防塵マスク、集じんフィルタ等の用具・器具の廃棄物で石綿が付着しているおそれのあるもの 	
物	<p>施行令別表第3に規定された特定施設で生じた産業廃棄物及び指定下水汚泥で、特定有害産業廃棄物であるものは、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 指定下水汚泥：金属等 3)、揮発性物質 4)、農薬類 5)がそれぞれ基準不適合のもの（現在は存在しない） 鉱さい：金属類 6)が基準不適合のもの ばいじん(Hg含有)：大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設で生じたばいじんHgが基準不適合のもの ばいじん(Cd等含有)：ばい煙発生施設で生じたばいじん、Cd、Pb、Cr(VI)、As、Seごとに基準不適合のもの、廃プラスチック類焼却施設で生じたばいじん、Cd、Pb、Cr(VI)、Seごとに基準不適合のもの、産業廃棄物焼却施設で生じたばいじん、Cr(VI)、Seごとに基準不適合のもの 燃え殻(Cd等含有)：廃プラスチック類焼却施設で生じた燃え殻、Cd、Pb、Cr(VI)、Seごとに基準不適合のもの、産業廃棄物焼却施設で生じた燃え殻、Cr(VI)、Asごとに基準不適合のもの 廃油(廃溶剤)：施行令別表第3の特定施設から排出された揮発性物質である廃溶剤 汚泥：施行令別表第3の特定施設で生じた汚泥で、金属等、揮発性物質、農薬類ごとに基準不適合のもの 廃酸：施行令別表第3の特定施設で生じた廃酸で、金属等、揮発性物質、農薬類ごとに基準不適合のもの 廃アルカリ：施行令別表第3の特定施設で生じた廃アルカリで、金属等、揮発性物質、農薬類ごとに基準不適合のもの ばいじん、燃え殻(DXN含有)：施行令別表第3の特定施設で生じた集じんばいじん、燃え殻で、DXNが基準不適合のもの 汚泥(DXN含有)：施行令別表第3の特定施設で生じた汚泥、廃酸、廃アルカリでDXNが基準不適合のもの 1から11の特定有害産業廃棄物の処理物で、各廃棄物に該当する有害物質が物質ごとに基準不適合のもの 		
輸入廃棄物 7)	(1) 輸入廃棄物を廃棄物焼却施設で焼却して生じた集じんばいじん 8)及びその処理物で重		

ばいじん 燃え殻 汚泥 これらの 処理物	金属が基準不適合のもの 9) (施行令第2条の4第6号) (2) 輸入廃棄物をDXN特定施設の廃棄物焼却炉で焼却して生じた燃え殻、ばいじん及びその処理物がDXN基準を超えるもの (施行令第2条の4第7号) (3) 輸入廃棄物をDXN特定施設の廃棄物焼却炉で焼却し、その排ガス洗浄施設等で生じた汚泥及びその処理物がDXN基準を超えるもの (施行令第2条の4第8号) (4) 輸入廃棄物である集じんばいじん (施行令第2条の4第9号) (5) 輸入廃棄物である燃え殻、汚泥でDXNが基準不適合のもの (施行令第2条の4第10～11号)
----------------------------------	---

- 注 1) 事業活動等発生物とは、事業活動に伴って生じたもの及び輸入された廃棄物で日常生活に伴って生じたものをいう。
- 2) 石綿建材除去事業とは、建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹き付けられ、又は含むものの除去を行う事業をいう。
- 3) 金属等とは、Al-Hg(アルキル水銀化合物)、Hg(水銀又はその化合物)、Cd(カドミウム又はその化合物)、Pb(鉛又はその化合物)、O-P(有機リン化合物)、Cr(VI)(六価クロム化合物)、CN(シアン化合物)、PCB、As(ヒ素又はその化合物)、Se(セレン又はその化合物)をいう。
- 4) 揮発性物質とは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンをいう。
- 5) 農薬類とは、チウラム、シマジン、チオベンカルブをいう。
- 6) 金属類とは、Al-Hg、Hg、Cd、Pb、Cr(VI)、As、Seをいう。
- 7) 輸入された廃棄物(法第2条第4項第2号)における特別管理産業廃棄物は、施行令第2条の4第9～11号に指定されたものをいう。
- 8) 集じんばいじんとは、廃棄物焼却施設、DXN特定施設の廃棄物焼却炉で生じたばいじん、集じん施設で集められたものをいう。
- 9) 基準不適合とは、環境省令(判定基準省令)で定める基準に適合しないものをいう。